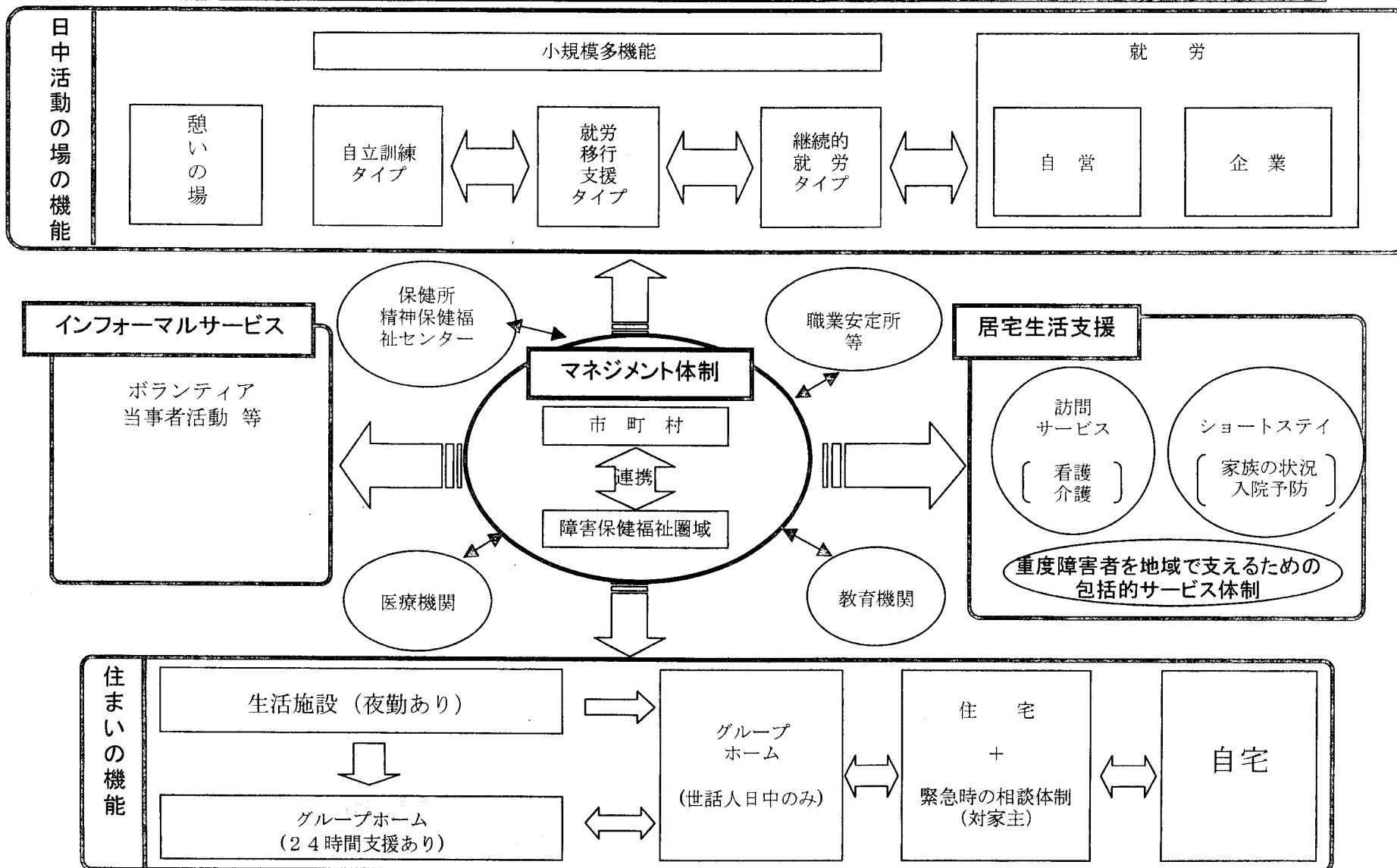
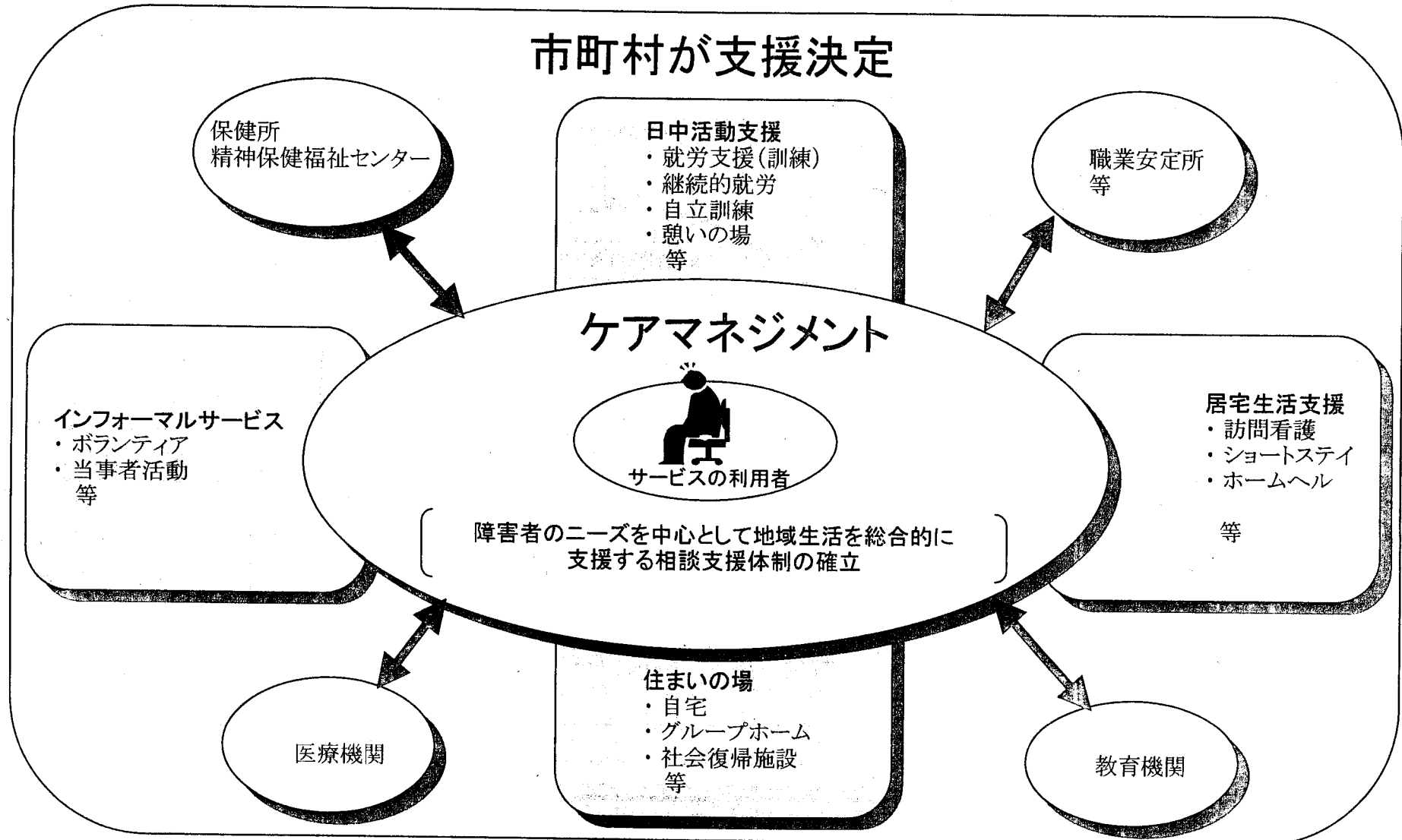


# 再編後の住・生活・活動支援体系（精神保健福祉）



# 個別の地域ケアのイメージ



# ライフステージと精神障害者福祉サービス

相談支援

相談支援

住宅支援

自宅・借家

グループホーム

社会復帰施設

高齢者施設

生活支援

ショートステイ

ホームヘルプ

日中活動支援

自立訓練

就労移行支援

継続的就労支援

憩いの場

若年層

ライフステージ

高年層

# 重症度と精神障害者福祉サービス

相談支援

相談支援

住宅支援

自宅・借家

社会復帰施設  
グループホーム

生活支援

ショートステイ

重症者包括支援

ホームヘルプ

活動支援

就労移行支援

継続的就労支援

憩いの場

自立訓練

軽度

重症度

重度

## 障害者の相談支援(ケアマネジメント)体制(案)

- 都道府県、障害保健福祉圏域、市町村の三層(生活圏域も含める場合には四層)構造の相談支援体制となるよう、各機関の育成等を行う。
- 相談支援事業については、施設整備等を伴わないものも念頭に、法律上、居宅生活支援事業の一類型と位置づける。(法律上、その中立性に配慮)
- 相談支援の内容等は次のようなイメージとする。
  - ・ 生活全般の総合的なもの
  - ・ 福祉サービス等の利用決定に係るもの(自立生活支援計画)

### 《 都道府県 》

- 専門判定機関により、障害者の状態の判断等、各種相談支援事業者のスーパーバイズを行う。

### 《 障害保健福祉圏域 》

- 市町村単位の相談支援事業者のスーパーバイズ、危機介入的な専門性の高い案件への対応等を行う中核的な事業者を確保(住宅入居支援等のサービスを行うことも想定)。
- 市町村単位の相談支援事業者の中から、圏域の中核となる事業者を都道府県が指定。

### 《 市町村 》

- 市町村単位の相談支援機能(市町村又は民間の相談支援事業者)を確保。
- 実施主体である市町村の指定に基づき、事業者は、ソーシャルワーク的業務等を実施。

### 《 生活圏域 》

- 支援を必要とする障害者の発見、プライマリー的な相談、事後的なモニタリング等を中心とするコミュニティーワーク機能として位置づける。

# 自立生活支援計画に基づくサービスの利用

- ・ 精神障害者相談支援事業(仮称)によるサービスは自立生活支援計画に基づくものであることを明確化。
- ・ この自立生活支援計画策定に係る相談支援機能は、地域生活支援センターや精神障害者相談支援事業(仮称)者に委託できることとする。
- ・ 精神障害者相談支援事業(仮称)は精神障害者居宅生活支援事業として位置づけ、ケアマネジメント研修を受講した「相談支援専門員」を配置する。

精神保健福祉に関する問題全般についての相談並びに必要な指導及び助言

生活支援

訪問サービス、ショートステイ、通院医療費公費負担の利用等

住まいの場

自宅(持ち家・借家)、グループホーム・社会復帰施設、生活訓練等

活動支援

雇用、職業訓練、デイサービスの利用等

本人と共同して総合的な『**自立生活支援計画**』を作成

自立支援計画に基づいた各種サービスの利用

・ ホームヘルプやショートステイの利用  
・ 通院医療費公費負担制度を活用したデイケアの利用  
・ 訪問看護の利用 等

・ 住居の賃借  
・ グループホーム、社会復帰施設の利用  
・ 生活訓練、生活支援の利用 等

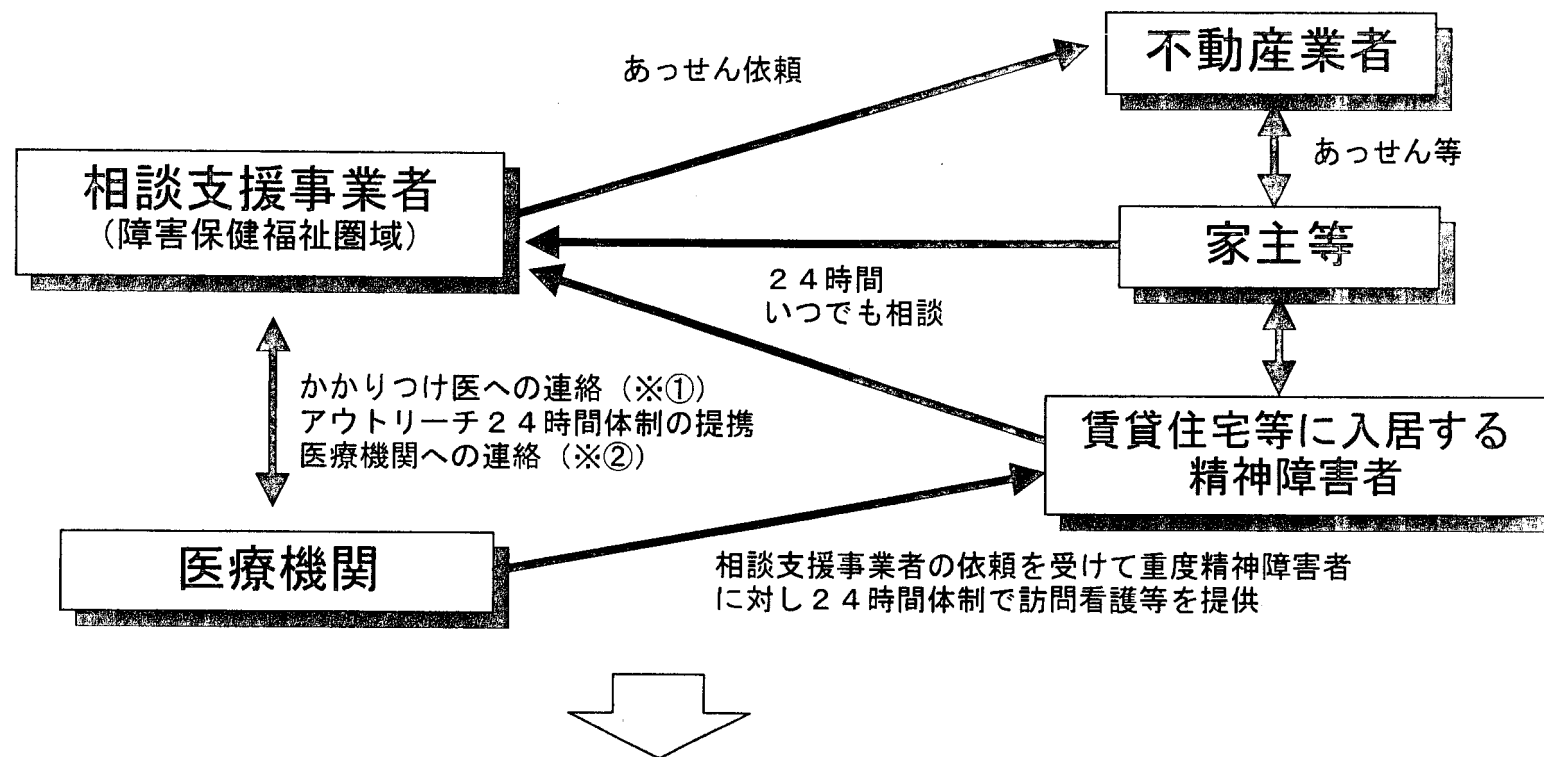
・ 企業、福祉工場での就労  
・ 就業・支援センター、職業安定所の利用  
・ デイ(ナイト)サービスの利用 等

サービスの利用状況についての継続的な管理

再評価

必要に応じ支援計画の修正・更新

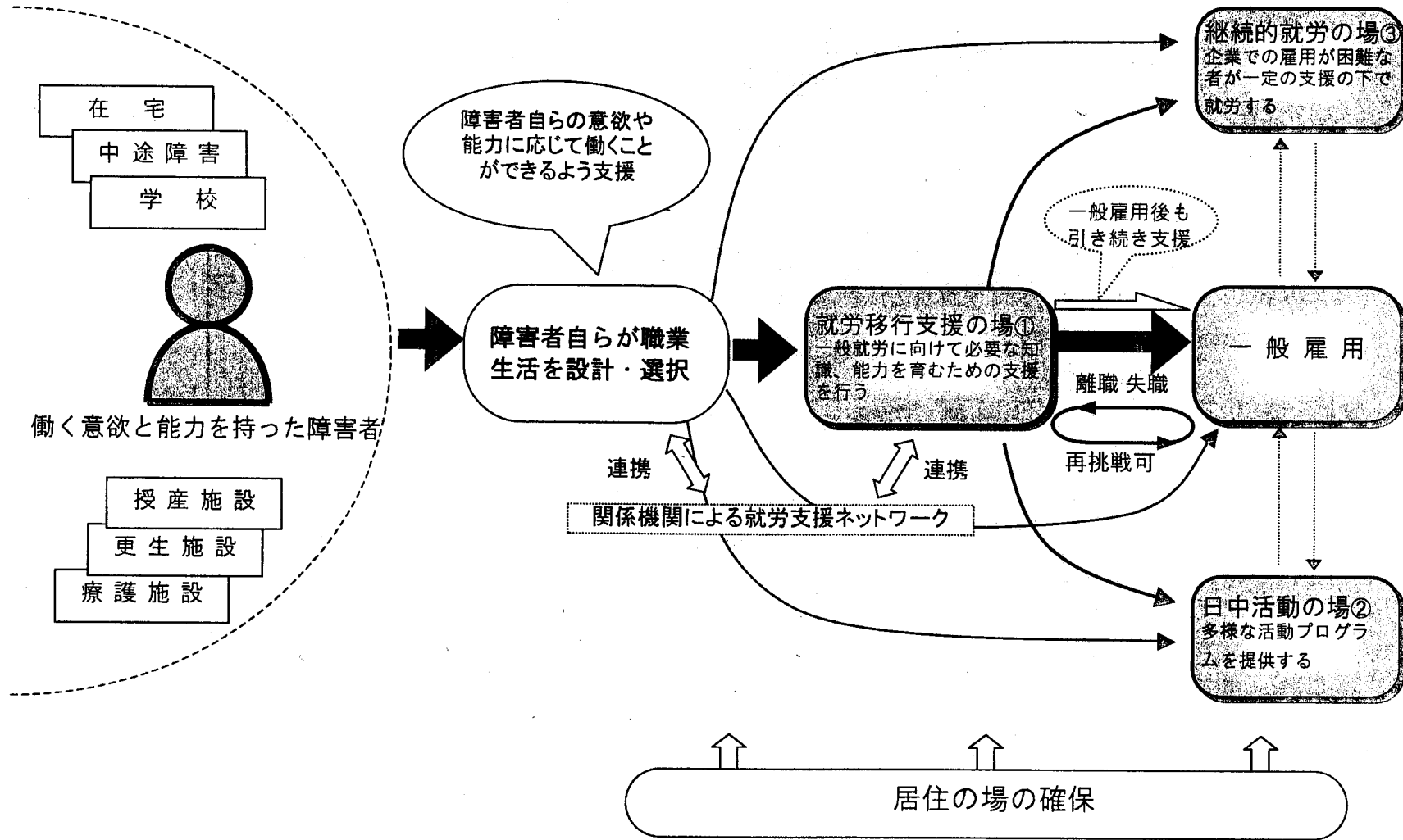
# 精神障害者の住居サポート体制の整備



- ・ 家主・精神障害者とも安心して入居できる環境→地域生活の場（住まい）の確保
- ・ 重度精神障害者の地域生活の支援→入院から在宅への流れの促進

※精神障害者相談支援事業のオプション事業(①のみ又は①+②)と位置づけ、体制を整えた事業者に加算を適用する。

# 新たな障害者の就労支援策の流れ





# 障害者の企業雇用に向けてのステップ

障害者本人も企業側も継続的に支援する仕組み

【仕組みの内容】

- 安定的な職業生活維持のため、就業面・生活面の支援を提供
- 職場訪問等により、障害者本人及び企業側等の課題解決を支援

障害者自らがその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択

学校卒業  
中途障害

評価・相談・調整

訓練

就職への移行  
・職場実習  
・トライアル雇用

就職  
就職後のフォローアップ

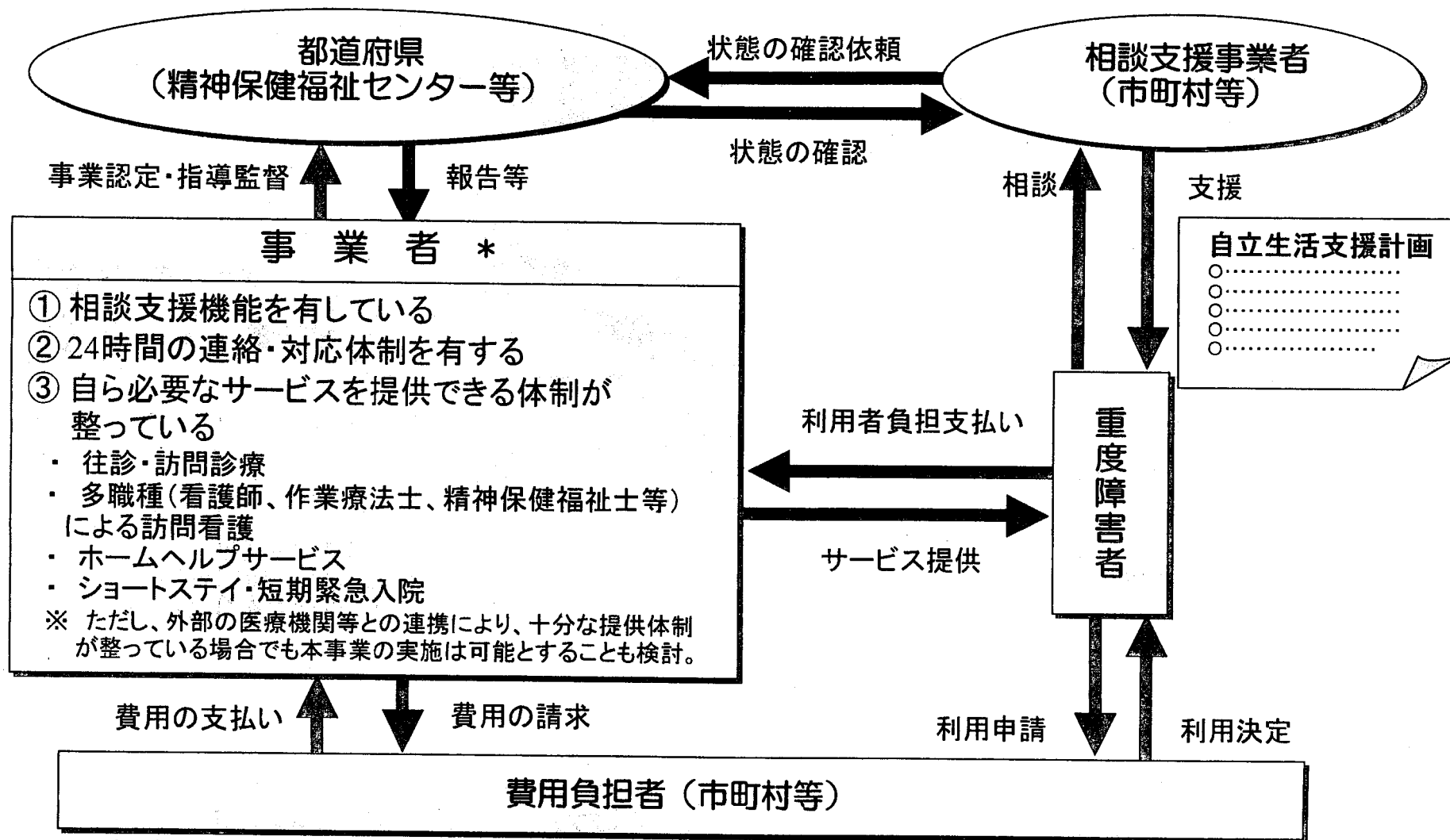
離職

失業

再挑戦

安心して就労できるよう、再挑戦を可能とする仕組み

# 包括的に地域生活を支える仕組み(案)

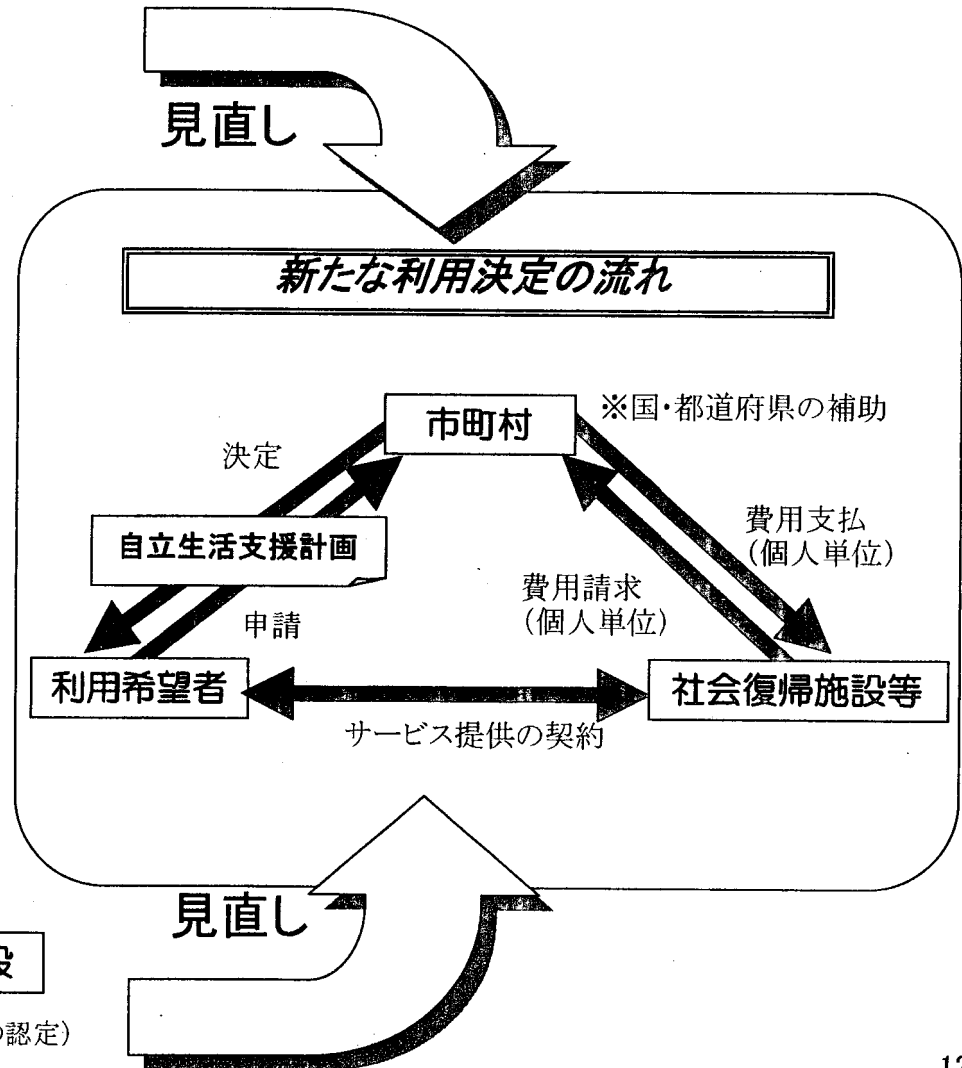
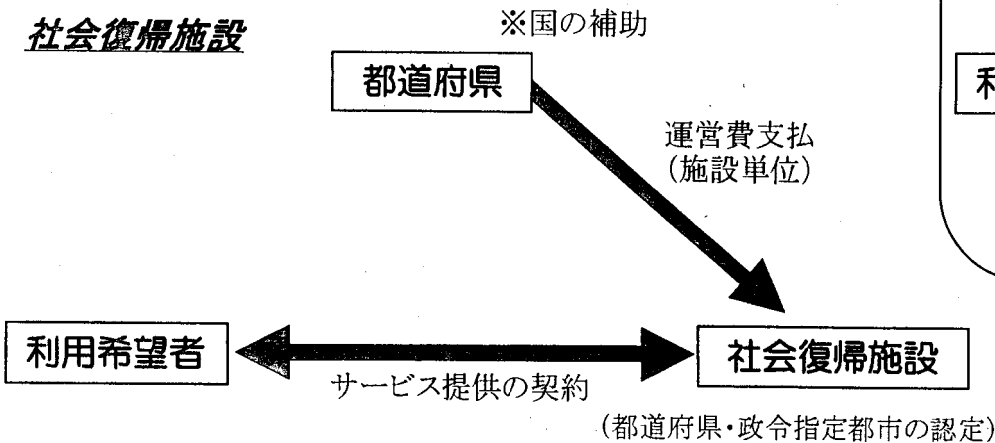
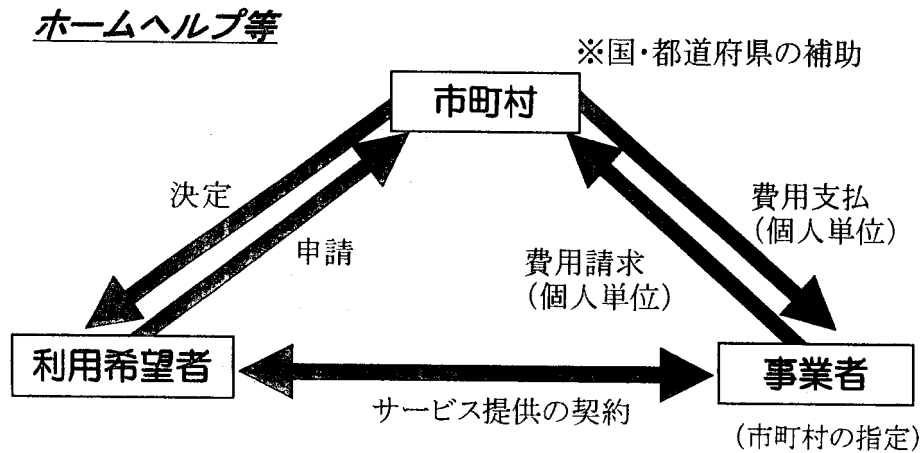


\*相談支援事業者が本事業を実施することも想定。

<法律等に定める目的の整理表>

施設種別	施設の概要							
	精神障害者生活訓練施設	精神障害者福祉ホーム		精神障害者授産施設			精神障害者福祉工場	精神障害者地域生活支援センター
		A型	B型	通所授産施設	入所授産施設	小規模通所授産施設		
施設概要	精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その物の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その物の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	雇用されることが及び住居の確保が困難なものを一定期間入所させて、精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設	地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指引及び助言を行うとともに、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整、その他の援助を総合的に行う施設
対象者	入院の必要はないが、精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる者であって、かつ、社会復帰を希望する者のうち次の各号に該当する者 (1)共同生活を営める程度の者 (2)精神科デイ・ケア施設、精神障害者小規模作業所等に通える程度の者	家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であって、次の各号に該当する者 (1)日常生活において介護を必要としない程度に生活習慣が確立している者 (2)継続して就労ができる見込みがある者	病状は安定して必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行動の症状を有する、又は、高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば、日常生活を営むことができる者	雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者	家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であって、次の各号に該当する者 (1)共同生活を営める程度の者 (2)雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ将来就労を希望する者	雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者	精神障害者授産施設等において指導訓練を受け、一般企業に就労できる程度の作業能力を有しているが、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できない精神障害者	地域で生活している精神障害者
定員	20名以上	10名以上	おおむね20名	20名以上	20名以上30人以下	10名以上20名未満	20名以上	-
利用期間	原則2年以内、ただし、真にやむを得ない場合は1年を超えない範囲内で、1回に限り延長することができる。	原則2年以内、ただし必要な場合は、延長することができる。	原則5年以内、ただし必要な場合は、延長することができる。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	-	-
住まい	○	○	○		○			
マネジメント	△							○
生活訓練	○							
機能訓練				△	△	△	△	△
職業訓練				△	△	△		
雇用							△	
憩いの場								△

# 精神障害者利用決定の流れ



# 介護保険事業計画において定める事項の概要

## 都道府県介護保険事業計画

サービス従事者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

サービス提供の施設の整備等に関する事項

サービス量の見込み

サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

- ・ 市町村介護保険事業計画との整合性の確保
- ・ 圏域を単位とする広域的調整

## 市町村介護保険事業計画

サービス量の見込み

サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

サービス見込み量の確保のための方策

市町村特別給付及び保健福祉事業に関する事項

## 精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会開催要綱

### 1. 趣旨

社会保障審議会障害者部会精神障害分会が平成14年12月19日に公表した報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」においては、「入院医療主体から地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換する」という基本的な考え方にに基づき、具体的な施策の進め方を提言している。

同報告書では、地域精神保健福祉のあり方について、入院患者の社会復帰や、地域における生活を支援するための施設やサービス等の整備が十分進んでいないこと等を踏まえ、在宅福祉サービスの充実、地域保健及び多様な相談体制の確保、社会復帰施設の充実等の課題について、検討を進める必要があるとしているところである。

このため、有識者等からなる検討会において、これらの課題について検討を行う。

### 2. 検討課題

- 1) 精神障害者に対する地域生活支援の現状について
- 2) 必要なサービスの種類・量について
- 3) 今後必要となる取組について 等

### 3. 座長

検討会に座長を置くものとする。座長は、構成員の中から互選により選出するものとする。

### 4. 会議

- 1) 検討会は座長が必要に応じて招集する。
- 2) 検討会は必要に応じて小委員会を開催して検討を行うことができる。

### 5. 参考人

座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

### 6. その他

- 1) 当検討会は原則として公開とする。
- 2) 当検討会の事務局は障害保健福祉部精神保健福祉課が行う。